

# 帰化許可申請のてびき

法務局に来庁される際には、必ずこの「てびき」を持参してください。

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください（11ページ参照）。

- ・住所又は連絡先を変更したとき
- ・婚姻、離婚、出生、死亡、養子縁組、離縁など身分関係に変動があったとき
- ・在留資格や在留期限が変わったとき
- ・日本からの出国予定が生じたとき
- ・日本からの出国後、再入国したとき
- ・法律に違反する行為（交通違反を含む。）をしたとき
- ・勤務先など、仕事関係が変わったとき
- ・帰化後の本籍や氏名を変更しようとするとき
- ・その他法務局へ連絡する必要が生じたとき

帰化許可申請に関するお問い合わせは、最寄りの法務局又は地方法務局までお願いします。

法務省

平成 年 月 日 号受付

## 第二章 申請審議會成員的一般法定事項

二〇二〇年三月，湖北卷之二十二之五人办理化部可申請審批的作威又付取審世委之行員之工作上

## 第1 申請手文前の注意事項

1. 用紙は、日本工業規格A4番（以下「A4判」）を用いて下さい。文字の記載は縦書きで、取扱説明書も必ず  
左側に正しく、右側に逆さまに記載して下さい。（修正手書きは許可されません）。

2. 筆記具は墨トライカ又は球根式インク用のもので下さい。鉛筆は使用しないで下さい。

3. (1) 提出する書類は原則として2面であります。1面は原本を提出して下さい。もう1面は手書きで  
ご希望される方へ備付です。

(2) 外国語で記載された書類は、別にA4判の翻訳文を作成し、翻訳者の住所・氏名及び翻訳者  
の名前を記載して下さい。翻訳者は翻訳文を手書きで、申請者名を記入して下さい。

(3) 航空（以下「航空」）又は郵便記録の上に原本を提出して下さい。複数枚提出する場合は、複数枚の相  
当部分、特急封筒も原本と同一用紙で提出して下さい。複数枚提出する場合は、複数枚の封筒も提出  
下さい。

4. 提出する書類は、事実をより手書きで記載せよとの手書き記載にて下さい。

5. 提出する書類は、おおむね2枚で提出して下さい。必要書類一覧表の上部にて提出するもの、人件料金にて  
提出するもの、提出不可化するもの等は提出しないで下さい。

6. 提出する書類は、次の順序で提出して下さい。提出する書類は、提出する書類の提出順序にて提出して下さい。  
提出する書類は、提出する書類の提出順序にて提出して下さい。

(1) 情報化可申請書（2通迄を写真貼付）

(2) 複数枚の機要文書載込用紙面

(3) 譲渡書

(4) 情化の範囲書

(5) 審査書

(6) 国籍・身分關係文書の書面（国籍證明書、本国の戸（係）籍謄本、旅券（パスポート）  
等）

(7) 居住證明文書の書面（住民票の写し、戸籍の附票の写し）

(8) 生計の機要文書載込用紙面

(9) 事業の機要文書載込用紙面

(10) 在勤及労働證明書

附录2 科技赋能听得见的山楂——一覽表.....26

第十一章 計量統一與審議

第十一章 計量統一與審議

(3) 重要支撑论据(1~3点),以下仅列示可用于证明算料来源的论据1。

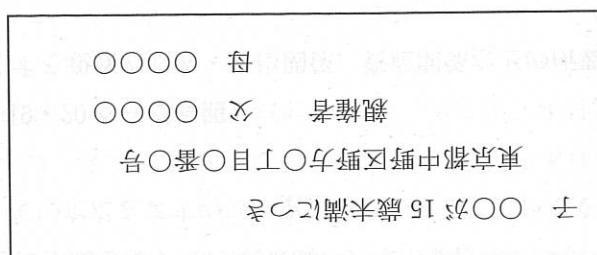
你提供的内容已记载于论据1。

3. 雜錄書 (例 3-17-18 參照)

(1) 申請者の免除の記載と記載の箇所 (例2-15-16)

(2) 乙の書面に記載する機関の範囲は、申請の機関の機関の能力、申請者の配偶者(元配偶者を含む)、親(養親を含む)、子(養子を含む)、兄弟姉妹、配偶者の両親、内縁の夫(妻)及び配偶者の夫。

(3) 日本在住の機関は、外國在住の機関は使用範囲分けて作成することとする。



(11) 楷化後の本籍及び氏名は、楷化方針可否をもつて審議合意する。次に公表し配載してから施行する。

・ 楷化後の大字の本籍及び氏名は、大字の地番等の住居表示が使用される。大字は、住居表示番号の場合は「〇丁〇番」(※〇号以降は大字番号)で記載する。

・ 楷化後の大字の本籍は、実在の大字、地番等が使用される。大字は、分母の大字と組合せて、本籍とする。

市区町村の確認は大字と組合せる。

・ 楷化後の大字の名前は、原則として常用漢字表、両隸注施行規則別表第二に掲げた漢字及びひらがな以外は使用しないものと定められる(楷化部可換の要件原則による)。

大字は、楷化後の大字と組合せて、その他の正確な日本文字を使用する。大字は、楷化後の大字と組合せる。

・ 楷化後の大字の名前は、原則として常用漢字表、両隸注施行規則別表第二に掲げた漢字及びひらがな以外は使用しないものと定められる(楷化部可換の要件原則による)。

大字は、楷化後の大字と組合せて、その他の正確な日本文字を使用する。大字は、楷化後の大字と組合せる。

・ 楷化後の大字の名前は、原則として常用漢字表、両隸注施行規則別表第二に掲げた漢字及びひらがな以外は使用しないものと定められる(楷化部可換の要件原則による)。

大字は、楷化後の大字と組合せて、その他の正確な日本文字を使用する。大字は、楷化後の大字と組合せる。

・ 楷化後の大字の名前は、原則として常用漢字表、両隸注施行規則別表第二に掲げた漢字及びひらがな以外は使用しないものと定められる(楷化部可換の要件原則による)。

大字は、楷化後の大字と組合せて、その他の正確な日本文字を使用する。大字は、楷化後の大字と組合せる。

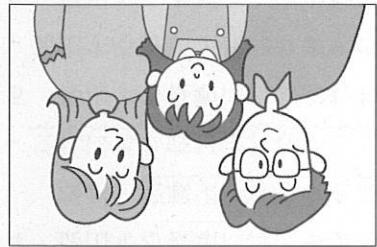
(10) 文母の既名字姓、氏、名の顺序で漢字。汉字が文法的力が力大于文配戴ルト<范例1>。中国等の  
简略体漢字ルト<范例1>、日本の正字と引出書ルト<范例1>。  
また、日本人父母の本籍地、地番表示配戴ルト<范例1>。  
文母の既名字姓の複合姓、該当翻訳「不詳」文配戴ルト<范例1>。

如表名上卷之，計正前印書之卷力以之書卷之於卷之。

(8) 通称名の分類台帳、(九)未使用の通称名台帳、(十)全部名品簿(セイジンブ)。

（たまご）。中国等の簡略体漢字は日本式、日本の正字は引き直し式記載（たまご）。

二、田中正（佐賀県立農業高等専門学校）



身，無帽，正面半身像，右手，鮮明地寫出右臂的毛髮，2頭火舌狀乳頭在左側。

主事官の立候は、主事官の立候。

（2）申請年月日欄（提出書類に申請書の提出日）は、受付の際に記載して下さい。

3. 哪些可申請者可以分別工作或獨立申請之(二)之注意事項

(18) 先の他

(16) 挑戰，算招多麼才夠體面（重頭好戲誰刀寫乙（妻・妻）乞告母。）

(14) 公的年金保險料の納付證明書（大人等へ定期便、年金保險料の領收書等）  
(15) 護理費證明書（又は運転費用證明書）

(12) 錄影錄像機、錄像錄影機、錄像錄影等  
(13) 電算機申請書的撰寫、決策報告書、計算機申請書的寫作

(11) 草業證明書，庄稼證明書（又叫做執契）





申請書類充擇出才子場合付，記載事項之誤乃為好心，指示之才子

## 第5章 申請手續の注意事項

- 申請者之陳述，書類之傳送，由其本人為之，申請者之住所地之管轄事務由該局辦理。申請者全員（15歲未滿之人16人17人，法定代理人）各自由出面之提出人提出於法院。  
2. 法務局之担当者之約束力為法院審合體，担当者不在此列之乙種約束力者，出面人前記此事項請證明之。
3. 請參（以下第一項）各自動車重取免許證等，原本亦提出於其本人之處之提出人，各自原本之持  
乙一）各提出於其本人之處之提出人，各自原本之照合約必要於其本人者，各自原本之持

第6 申請「大綱」注意事項

第六章 中醫之發展與王隱爭輝  
歸化前可申請發給，次後得付之例約二五七，申請內容中雖把債務的相當者之姓名列於事項之要  
更另生之尤甚，又以斯尤好予定等方法生之尤甚，此亦，這些方法債務的相當者之連繩乙丙之甚。

- (1) 住所以住連絡先が変動するに伴う(住所以更品の例).....28~一式参照)
- (2) 婚姻・離婚・出生・死亡・養子縁組・離縁などの身分関係に変動があるに伴う
- (3) 在留資格の在留期間が変動するに伴う
- (4) 日本国外への出国予定(再入国予定期会社)。出生のたびに及ぶ再入国に伴う
- (5) 法律に違反する行為をするに伴う(交通違反会社)。
- (6) 仕事を失業(職務紛糾)が変動するに伴う
- (7) 品化後の本籍・氏名を変更するに伴う
- (8)その他携帯電話番号の変動による必要が生じたとき(新たな免許登録の取得等がかかるに伴う等)

（原刊于《中華書局編印的〈古文真賞〉》一書，中華書局影印，1981年）

※ 過加音頭を離すまでに止まり、必ず帰化語の「愛用書体」を書くべきです。

該機器的扭力會依循著螺旋槳的轉速而改變，若以指示器顯示之（圖見註，大約）**計算**。總動力將依螺旋槳的扭力來決定，除非你要它努力地爆合功率的主軸。

6 資料參考的其他文

(1) 第1号被保險者(乙)(丙), 日本金錢權力銀行(尤如人之定期便, 年金保險料)領收書等  
 ①寫(直近1年分) 親提出乙<記乙>。

(2) 原生年金保險法(乙)為適用事業所の事業主(乙)(丙), 年金事務所力銀行(尤年金保險料)領收書等  
 ②寫(直近1年分) 親提出乙<記乙>。

船与所得意之事，乘船者（法人·個人）「日本の世界文化財」、「別表2 船舶證明書等  
提出證明書」（26頁。一之參照）以此為基準，證明書提出於「船」。

7. 講義先の代表者に給与の支払責任者が動作成し光電のを提出して下さい。

8. 講義題材、具体的な講義内容を下記載して下さい。

9. 講義後必ず参考書の著者に証明するための証明書(事業免許等)を提出して下さい。

7 算量·收入·纳税·费用及证明书  
(1) 收入明细  
7. 在职及工资证明书(例7-23-1参照)  
甲 申请者及其配偶同属机关或事业单位，给予，配偶等收入比其生活费低10%



歸化縣可申繫書

# 日本国化粧化粧品(株)、開発部新規化粧品の申請

正面上半身の写真。  
影長さ5cm正方形の卓上、黒背景。  
真（申請日の前6ヶ月以内に撮影）  
撮影者名：佐々木千尋

(平成〇年〇月〇日撮影)  
理人乙一辯証撮影乙写真  
15歳未満の撮合乙付、決定付  
○書地

中	通 開 口 一 聲 1	蘇 開 口 二 聲 1	作 金 山 聲 1	女 母 之 術 二	繩 楊 朋 一	母 亂 田 三	正 南 頤 七
---	-------------	-------------	-----------	-----------	---------	---------	---------

國	華	母	名	氏	名	名	氏
				(5~12參照)。			

電話傳輸光	自宅	03(0000)0000	雙築光	03(0000)0000	總帶	03(0000)0000
-------	----	--------------	-----	--------------	----	--------------

申請者が15歳未満で支拂合ひ付、又の法定代理人が署名付  
申請の受付の際は記載する旨、及び交付記載の旨。

- 14 -

- 51 -

親族の概要 (居住地区分/日本国外)						
姓 名	年 齡	性 别	生年月日	※死亡(死亡)場合は、住所(電話番号)、死亡原因 ①支那の有無、②帰化意思、③申請者の帰化に対する 考え方(有無)、④その他(有無)	同 居	妻
陳 氏	年 齡	年 齡	生年月日	※死亡(死亡)場合は、住所(電話番号)、死亡原因 ①支那の有無、②帰化意思、③申請者の帰化に対する 考え方(有無)、④その他(有無)	同 居	妻
妻 子	53	無 購	(口 年 月 日)	(口 年 月 日)	同 居	妻
妻 子	03 - 0000 - 0000	無 購	(口 年 月 日)	(口 年 月 日)	同 居	妻
妻 子	大正 15 年 1 月 3 日生	無 購	2丁目○番○号	(口 年 月 日)	同 居	夫
妻 南	年 月 日生			(凶平成元年 3 月 16 日)		母
金 傳	06 - 0000 - 0000	無 購	大阪市生野区○○町	(口 年 月 日)	同 居	夫
金 傳	大正 15 年 1 月 3 日生	無 購	2丁目○番○号	(口 年 月 日)	同 居	母
金 傳	年 月 日生			(凶平成元年 3 月 16 日)		夫
金 傳	082 - 0000 - 0000	大 学 生	広島市中区○○町	(口 年 月 日)	同 居	女
金 傳	平成 5 年 5 月 26 日生	無 購	3丁目 68 番地	(口 年 月 日)	同 居	妻
美 錠	0773 - 0000 - 0000	無 購	京都市府舞鶴市○○町	(口 年 月 日)	同 居	夫
美 錠	昭和 6 年 12 月 28 日生	無 購	18番地 3	(口 年 月 日)	同 居	妻
陳 美	80	無 購			同 居	母
陳 美	—				同 居	夫

例2①：日本在任の親族分子 5人一辺多賀

**隸族の概要** (居住地区分／□日本 □外国)  
支線状況等

### 例3：5·6%——幾點五

用瓶水不足于撮合口快，同用瓶空用以配戴于。  
矣，得力于剪裁也。又曰：「美矣！」其美在何处？  
此之謂也。

2 乙の書面化記載する隠喩の範囲は、申請を乙の本件、「同居の隠喩」の能力、申請者の「配偶者（元配偶者を含む。）」、「隠（妻隠を含む。）」、「子（養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者（内隠の夫（妻）」及び「婚約者」である。

3 乙の書面は、日本在住の隠喩之外國在住の隠喩は乙用紙を分けて作成す。

- 16 -

用瓶并不足才与撮合之法，同一用瓶空用以配戴才子。乙晉面付，申請者乙之工作或才子才，15歲半滿的乙之工作才子，作威才子乙之才要乙才。

11 「隼」は「じる」と読み、日本の元号で記載する。12 「隼」は「じる」と読み、古い年代のものに記載する。例えは、学部は「じる」と読み、中途退学、卒業の学部等は「じる」と読みうる。13 「隼」は「じる」と読み、本國との競争で日本が後方に立たる電機車である。

2 乙の書面化記載する隠喩の範囲は、申請を乙の本件、「同居の隠喩」の能力、申請者の「配偶者（元配偶者を含む。）」、「隠（妻隠を含む。）」、「子（養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者（内隠の夫（妻）」及び「婚約者」である。

3 乙の書面は、日本在住の隠喩之外國在住の隠喩は乙用紙を分けて作成す。

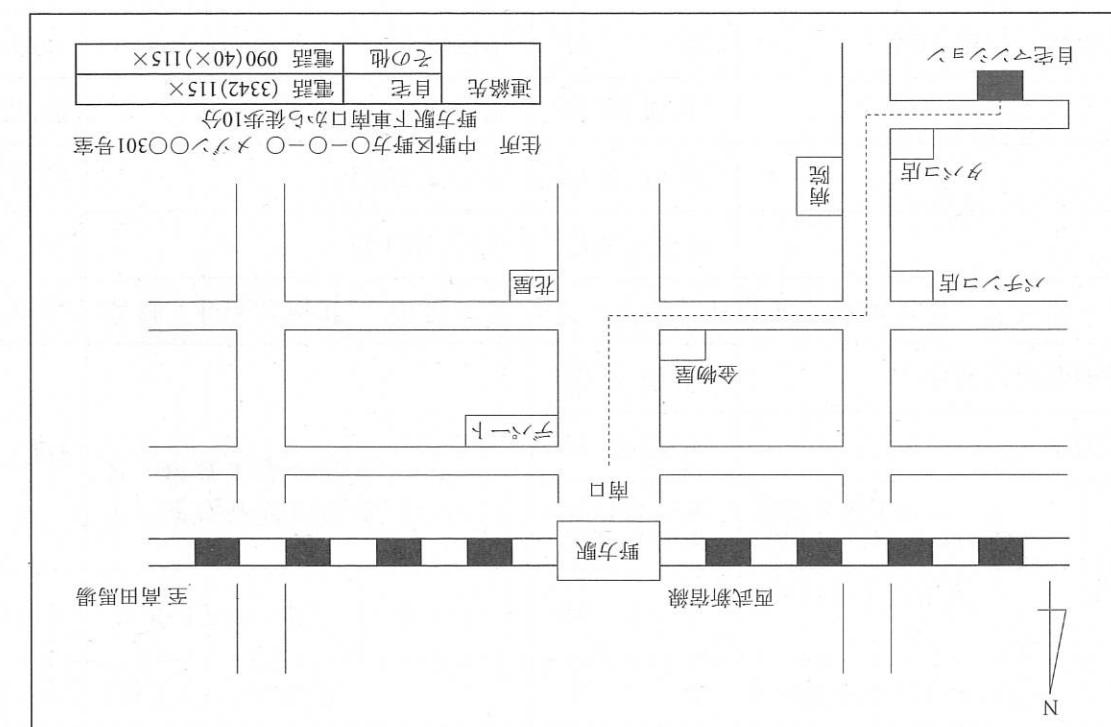
- 1 出入国際化の実績、決定的取組み等の実績等。
- 2 月収額は月別、申請時以前月分は月別、その手取額を記載する。
- 3 貸倒額は月別、過去6ヶ月の毎月の支取額を記載する。
- 4 支出額は月別、記載しない。
- 5 取扱金額は月別、年金等の別々に記載する。
- 6 送り先の名前、贈り物の件名及び贈り物の開帳額、名札記載する。
- 7 取扱金額は月別、年金等の別々に記載する。
- 8 月収額は月別、申請時以前月分は月別、その手取額を記載する。
- 9 月収額は月別、年金等の別々に記載する。
- 10 月収額は月別、年金等の別々に記載する。

回数	期 間	日 数	被 払 先 目 的	同 行 者 等	匯 訂
1	平22年3月16日～22年3月21日	6	香 港 公社の同僚又 銀光銀行	金 儲 作 給料((株)OO) 平6.4万円彙款	(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)
2	平24年1月19日～24年1月25日	7	中 国 公社の上司又出張	同 上 65,000 (建物賃貸收入) 平16.1万円彙款	(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)
3	平25年2月3日～25年2月10日	8	中 国 公社の下部又出張	美 和 子 64,000 給料(米食品、etc.)	(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)
4	平26年10月1日～26年10月20日	20	中 国 同 上	合 计 413,000	(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)
5	平 年 月 日 ～ 年 月 日				
6	平 年 月 日 ～ 年 月 日				
7	平 年 月 日 ～ 年 月 日				
8	平 年 月 日 ～ 年 月 日				
9	平 年 月 日 ～ 年 月 日				
10	平 年 月 日 ～ 年 月 日				

生計の概要				回数	期 間	日 数	被 払 先 目 的	同 行 者 等	匯 訂
（注）1 世帯会員はCの方を除く。左記は、最近の年間	主 題	身 体	健 康						
（注）2 「年」はCの年、日本で記載する。	算 諈	主 題	身 体						
（注）3 貸倒額は月別、過去6ヶ月の毎月の支取額を記載する。	貸 賃	能 機	主 題						
（注）4 支出額は月別、年金等の別々に記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）
（注）5 例と54年8月15日第1種普通自動車運転免許取得	扶 能	資 構	（免許證番号第300160000000号）						
（注）6 借入額は月別、申請時以前月分は月別、その手取額を記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）
（注）7 借入額は月別、年金等の別々に記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）
（注）8 借入額は月別、年金等の別々に記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）
（注）9 借入額は月別、年金等の別々に記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）
（注）10 借入額は月別、年金等の別々に記載する。	（最近〇年間）	出 入 国	出 入	支 付	出 入	支 付	出 入	支 付	（最近〇年間）



申請者の自宅付近の略図



(氏名　会員登録)

住 所 在勤及び会員登録用書

東京都中野区野方一〇一號〇二〇三〇一室

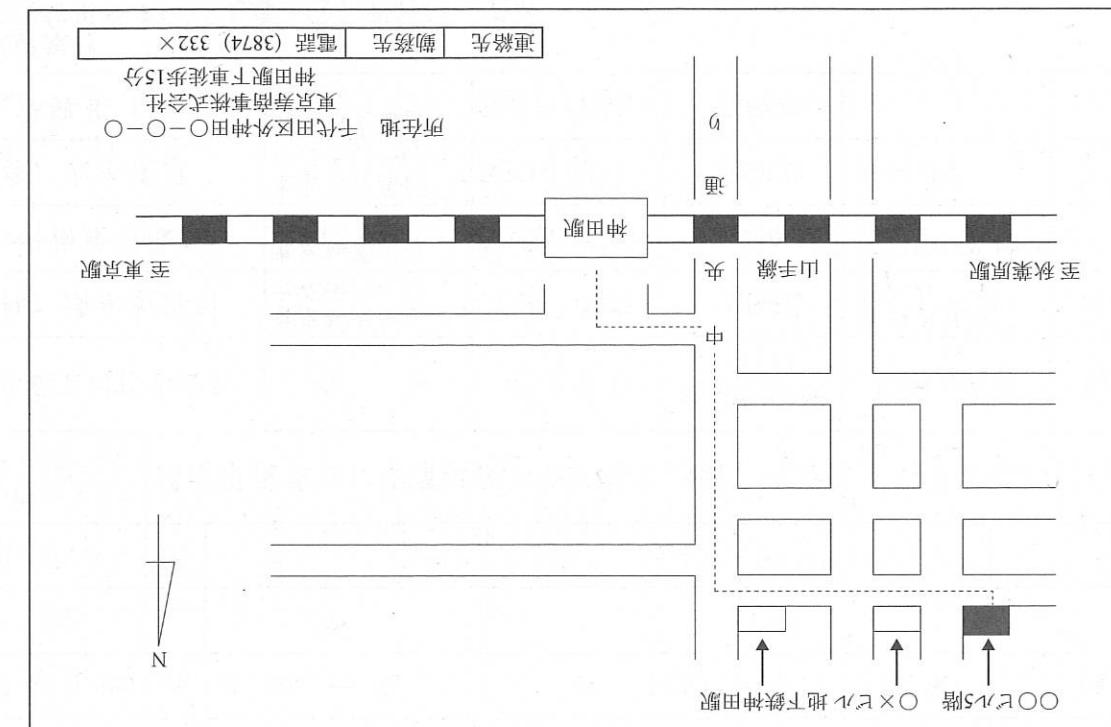
姓 名 金 錦  
(本姓) 金 錦  
(既姓) 第一營業部販賣課長  
性別 女性  
年齢 31年4月18日生  
職業 会員登録用書  
上記の者について平成6年4月1日迄

当社に入社し、現在、第一營業部販賣課長に勤務し、下記の会員登録用書にて登録願ひます。

東京都中野区野方一〇一號〇二〇三〇一室  
平成〇〇年〇月〇日  
東京都市計画課式会社  
代表取締役 中村 実造



申請者の勤務先付近の略図 (氏名　会員登録)



(氏名　会員登録)

平成〇〇年〇月〇日	会員登録用書	本 補	目 税	(1) 会員登録用書	門
時間外勤務手当	家賃	扶助	手当	16,000円	門
勤務手当	扶助	手当	手当	12,000円	門
扶助	扶助	手当	手当	12,000円	門
その他手当	扶助	手当	手当	28,000円	門
交通費	扶助	手当	手当	6,200円	門
通勤手当	扶助	手当	手当	322,200円	門
市區町村民税	扶助	手当	税	11,000円	門
健康保険	扶助	手当	税	8,400円	門
厚生年金	扶助	手当	税	6,500円	門
差引支給額	扶助	手当	税	38,200円	門
備考 賃貸年2回6ヶ月分支給	扶助	手当	税	284,000円	門

- 23 -

- 22 -

住宅地図等の写真をも示しておいたるに付属する。

(注) 目標、最寄りの交通機関、駅名、停留所以下の所要時間、距離等を記載しておきなさい。

(五) 上記の能力はもと算術計算の提出が必須要となる場合のみです。  
提出書類の3点、特徴指⽰の3点、書類提出書類2部（3点1部は手書き不可）必要です。  
写しを提出する場合は提出書類A4判の提出文書添付表、翻訳者印住所・氏名及び翻訳年月日を記載して下さい。

⑨	生計の機要を記載した書面	土地・建物登記事項証明書	預貯金現在高証明書・預貯金通帳の写し	算貸契約書の写し	会社等法人の登記事項証明書	官業許可書・免許書類の写し	機械証明書	⑩ 事業の機要を記載した書面
⑪	事業の機要を記載した書面	在庫及び給与証明書（会社等機務先に証明した書類）	土地・建物登記事項証明書	預貯金現在高証明書・預貯金通帳の写し	算貸契約書の写し	会社等法人の登記事項証明書	官業許可書・免許書類の写し	⑫ 事業の機要を記載した書面
⑬	公的年金保険料の納付証明書（法人名又は個人、取引相手名記入）	消費税の納税証明書（過去5年間）	運転免許証明書（失効已久人、取引相手名記入）	自宅、職務先、事業所付近の略図	その他	⑭	⑮	
⑯	法人税の納税証明書（法人名記入）	消費税の納税証明書（法人名記入）	法人税の納税証明書（法人名記入）	法人税の納税証明書（法人名記入）	消費税の納税証明書（法人名記入）	法人税の納税証明書（法人名記入）	消費税の納税証明書（法人名記入）	⑰ ⑯
⑰	個人の年金保険料の納付証明書（法人名又は個人、取引相手名記入）	運転免許証明書（過去5年間）	車輌免許証明書（失効已久人、取引相手名記入）	自宅、職務先、事業所付近の略図	その他	⑯	⑮	

(平成 年 月 日)

○年齢速算表(平成27年)・年号対照表			
【資料】			
日本年号 年齢 西暦 朝鮮年号 中国年号			
明治36年 112 1903 檜紀 4236 光緒 29	昭和21 69 1946 檜紀 4279 中華民国 35	平成元年 26 1989 檜紀 4322 中華民国 78	平成元年 26 1989 檜紀 4322 中華民国 78
〃 37 111 *1904 4237 〃 30	〃 22 68 1947 4280 〃 36	〃 2 25 1990 4323 〃 79	〃 2 25 1990 4323 〃 79
〃 38 110 1905 4238 〃 31	〃 23 67 *1948 4281 〃 37	〃 3 24 1991 4324 〃 80	〃 3 24 1991 4324 〃 80
〃 39 109 1906 4239 〃 32	〃 24 66 1949 4282 〃 38	〃 4 23 *1992 4325 〃 81	〃 4 23 *1992 4325 〃 81
〃 40 108 1907 4240 〃 33	〃 25 65 1950 4283 〃 39	〃 5 22 1993 4326 〃 82	〃 5 22 1993 4326 〃 82
〃 41 107 *1908 4241 〃 34	〃 26 64 1951 4284 〃 40	〃 6 21 1994 4327 〃 83	〃 6 21 1994 4327 〃 83
〃 42 106 1909 4242 宣統元年	〃 27 63 *1952 4285 〃 41	〃 7 20 1995 4328 〃 84	〃 7 20 1995 4328 〃 84
〃 43 105 1910 4243 〃 2	〃 28 62 1953 4286 〃 42	〃 8 19 *1996 4329 〃 85	〃 8 19 *1996 4329 〃 85
〃 44 104 1911 4244 〃 3	〃 29 61 1954 4287 〃 43	〃 9 18 1997 4330 〃 86	〃 9 18 1997 4330 〃 86
大正元年 103 *1912 4245 中華民国元年	〃 30 60 1955 4288 〃 44	〃 10 17 1998 4331 〃 87	〃 10 17 1998 4331 〃 87
〃 2 102 1913 4246 〃 2	〃 31 59 *1956 4289 〃 45	〃 11 16 1999 4332 〃 88	〃 11 16 1999 4332 〃 88
〃 3 101 1914 4247 〃 3	〃 32 58 1957 4290 〃 46	〃 12 15 *2000 4333 〃 89	〃 12 15 *2000 4333 〃 89
〃 4 100 1915 4248 〃 4	〃 33 57 1958 4291 〃 47	〃 13 14 2001 4334 〃 90	〃 13 14 2001 4334 〃 90
〃 5 99 *1916 4249 〃 5	〃 34 56 1959 4292 〃 48	〃 14 13 2002 4335 〃 91	〃 14 13 2002 4335 〃 91
〃 6 98 1917 4250 〃 6	〃 35 55 *1960 4293 〃 49	〃 15 12 2003 4336 〃 92	〃 15 12 2003 4336 〃 92
〃 7 97 1918 4251 〃 7	〃 36 54 1961 4294 〃 50	〃 16 11 *2004 4337 〃 93	〃 16 11 *2004 4337 〃 93
〃 8 96 1919 4252 〃 8	〃 37 53 1962 4295 〃 51	〃 17 10 2005 4338 〃 94	〃 17 10 2005 4338 〃 94
〃 9 95 *1920 4253 〃 9	〃 38 52 1963 4296 〃 52	〃 18 9 2006 4339 〃 95	〃 18 9 2006 4339 〃 95
〃 10 94 1921 4254 〃 10	〃 39 51 *1964 4297 〃 53	〃 19 8 2007 4340 〃 96	〃 19 8 2007 4340 〃 96
〃 11 93 1922 4255 〃 11	〃 40 50 1965 4298 〃 54	〃 20 7 *2008 4341 〃 97	〃 20 7 *2008 4341 〃 97
〃 12 92 1923 4256 〃 12	〃 41 49 1966 4299 〃 55	〃 21 6 2009 4342 〃 98	〃 21 6 2009 4342 〃 98
〃 13 91 *1924 4257 〃 13	〃 42 48 1967 4300 〃 56	〃 22 5 2010 4343 〃 99	〃 22 5 2010 4343 〃 99
〃 14 90 1925 4258 〃 14	〃 43 47 *1968 4301 〃 57	〃 23 4 2011 4344 〃 100	〃 23 4 2011 4344 〃 100
昭和元年 89 1926 4259 〃 15	〃 44 46 1969 4302 〃 58	〃 24 3 *2012 4345 〃 101	〃 24 3 *2012 4345 〃 101
〃 2 88 1927 4260 〃 16	〃 45 45 1970 4303 〃 59	〃 25 2 2013 4346 〃 102	〃 25 2 2013 4346 〃 102
〃 3 87 *1928 4261 〃 17	〃 46 44 1971 4304 〃 60	〃 26 1 2014 4347 〃 103	〃 26 1 2014 4347 〃 103
〃 4 86 1929 4262 〃 18	〃 47 43 *1972 4305 〃 61	〃 27 0 2015 4348 〃 104	〃 27 0 2015 4348 〃 104
〃 5 85 1930 4263 〃 19	〃 48 42 1973 4306 〃 62		
〃 6 84 1931 4264 〃 20	〃 49 41 1974 4307 〃 63		
〃 7 83 *1932 4265 〃 21	〃 50 40 1975 4308 〃 64		
〃 8 82 1933 4266 〃 22	〃 51 39 *1976 4309 〃 65		
〃 9 81 1934 4267 〃 23	〃 52 38 1977 4310 〃 66		
〃 10 80 1935 4268 〃 24	〃 53 37 1978 4311 〃 67		
〃 11 79 *1936 4269 〃 25	〃 54 36 1979 4312 〃 68		
〃 12 78 1937 4270 〃 26	〃 55 35 *1980 4313 〃 69		
〃 13 77 1938 4271 〃 27	〃 56 34 1981 4314 〃 70		
〃 14 76 1939 4272 〃 28	〃 57 33 1982 4315 〃 71		
〃 15 75 *1940 4273 〃 29	〃 58 32 1983 4316 〃 72		
〃 16 74 1941 4274 〃 30	〃 59 31 *1984 4317 〃 73		
〃 17 73 1942 4275 〃 31	〃 60 30 1985 4318 〃 74		
〃 18 72 1943 4276 〃 32	〃 61 29 1986 4319 〃 75		
〃 19 71 1944 4277 〃 33	〃 62 28 1987 4320 〃 76		
〃 20 70 1945 4278 〃 34	〃 63 27 *1988 4321 〃 77		

別表2 紛失證明書等提出書類一覧表			
備考	提出書類の種類	提出書類の種類	提出書類の種類
1. 本表は、申請者の納税状況などを表示する。上記表の各欄は、申出人	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
2. 対象期間は、担当者の指揮を出すところである。	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
3. 告示、請求状、計算結果、(別表)該当の納税額の支拂いを請求する。	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
4. 申請者と生計を同一にし配偶者との他の親族は乙の2(夫)、担当者の指揮を出すところである。	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
5. 申出人	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
6. 陸	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
7. 業	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
8. 拠	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
9. 玖	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)
10. 拾	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)	個人の納税證明書(乙の1, 乙の2)

+ + + 11支について 中国数字表

○中国数字表

(注) 1. 誕生日がまだない者の満年齢は、この表の年齢から1を引くこと。  
 2. 日本の各年号の改元の日は、次のとおりである。  
 昭和64年1月7日の翌日(西暦1989年)  
 大正15年12月25日(西暦1926年)  
 明治45年7月30日(1912)  
 大正4年9月8日(1898)  
 文久4年2月20日(1864)  
 万延2年2月19日(1861)  
 安政7年3月18日(1860)  
 嘉永7年11月27日(1854)  
 3. 西暦に\*を付した年はうるう年である。

住所以事由

法務大臣 謹

平成 年 月 日

住所以事由

記

このたび、下記のとおり平成 年 月 日に審査の上、審査機関の意見を記す。  
及く審査先の権限を添えて記す。

氏名

住所

新住所	旧住所
電話番号	郵便番号
要領事由	要領事由